

高裁判決（客乗）報告集会に参加して（2014年6月3日）

「更生計画絶対論、管財人善玉論の不当判決出される」

まばゆい初夏の日差しの中で、420名もの支援者が集まり高裁前宣伝、原告団の裁判所入廷がおこなわれました。傍聴席40席の抽選には約10倍の388名の方が列びました。午後3時30分開廷されてすぐに原告団の控訴を棄却するという不当判決が行われました。

判決は1審の不当判決を、そのまま維持し、管財人が行った客室乗務員84名の解雇について「更生計画の基礎をなす事業再生計画がその内容、時期について合理性が認められるときは、更生会社を存続させ、これを合理的に運営する上でやむをものとして人員削減の必要性が認められる。」として控訴を棄却したものです。

報告集会では会場にぎっしりと350名が集まり87ページにわたる判決文の解説に聞き入りました。

○弁護団からは

「管財人に委ねられた合理的判決」と言う言い方を判決文の中のいたるところで使い、管財人万能論、管財人善玉論の立場で原告の主張をことごとく無視した内容であることが説明されました。また、「解雇時点でJALが目指していた有効稼働数4042名は達成され、必要稼働数を下回っていた。必要のない解雇であったことを原告側が数字を上げて立証していることに対して、JALからは一切の反証ができなかった。ところが判決は原告の立証が正確性が十分でないとして、本来立証責任のあるJALを擁護するという司法の責任を放棄したものになっている。」と更生計画ありきの不当な内容であると説明されました。

○会場の参加者からは

「更生計画になったら無法地帯になる。」「司法の任務を放棄したものだ。」「裁判所は死んでいる。」と怒りの声が上がりました。

○原告団、弁護団からは

「憲法蹂躪の判決であり最高裁への上告の決意と抗議声明の発表」などがのべられました。

○裁判傍聴へ多くの現役の方が参加し、執行部からは、

「整理解雇後のベテラン減少、1800名を超える大量新人採用のもと安全サービスの経験が伝承されず不安全事故も多発する厳しい職場の実態が報告され、航空の安全を守るためにも会社へは自主解決も求め全力をあげる。」と決意がのべられました。

○参加した支援団体からは

「最後まで希望を持って取り組んでいこう。」と今後も全力投球を行う決意がのべられました。

○国会で不当整理解雇問題を追求した国会議員からは

「労働者の権利はどんな場合にも守られなければならない。」「客室乗務員が足りなかった事実を聞いても答えない、政府と財界が一緒になってやってきている。人員が足りないなら即戦力の原告を戻すべき。」「航空の安全とは何か、安全を支えている労働者への弾圧を許さず、職場で多数派になり絶対に勝たねばいけない。」とエールが送られました。

（報告集会に参加しての感想）

福井県大飯原発再稼働差し止め訴訟で裁判官は「経済活動の自由は、憲法上の権利である人格権（生命を守り生活を維持するという権利）より劣位に置かれるべきものである。」として原発を運転してはならないと言う判決を出し「司法は生きていた」と展望を与えました。

更生計画も同じように、経済活動におけるお金の処理の問題です。整理解雇という人格権蹂躪に対して、労働者の人格権をお金より劣位に置いた今回の裁判官判断は大飯原発の判断と180度異なるもので「司法は死んでいる。」「司法の責任を放棄している。」と批判されるべきものと確信します。

6月5日には引き続き乗員の不当解雇撤回裁判の判決が出されます。注目したいと思います。

（JALOB）